## 重要

事務連絡 令和元年 11 月 13 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会 専務理事 西 橋 一 裕

## 「警備業法」の一部改正について

本年12月14日から、

- 警備業、警備員、指導教育責任者、機械警備業務管理者の欠格事由であった成年被後見人、被補佐人が削除
- 備え付け書類又は申請書類のうち法務局からの登 記事項証明書は不用

本年6月14日、警備業法の一部改正が行われ、本年12月14日施行になります。

改正部分は、警備業の要件(欠格事由)を定めた第3条第1項第1号の 「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの」 が、「成年被後見人若しくは被補佐人」が削除され、

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの」と改正されています。

第3条第1項第1号の改正により、同号を準用していた 警備員、指導教育責任者、機械警備業務管理者の欠格事由 からも「成年被後見人若しくは被補佐人」は外されています。

よって、本年 12 月 14 日以降、新たに警備員を雇用する場合、及び指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の申請、さらには特別講習の合格証明書の申請を行う場合は、登記事項証明書(成年被後見人若しくは被補佐人に登記されていない証明書)は不用となります。

また、これまで警備員になろうとする者、又は上記申請の際に添付していました誓約書についても「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの」の文言は削除し、新たに「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの」を付け加える必要があります。

なお、本籍地の市町村長発行の「身分証明書」は、今までの様式で発行されるため、「成年被後見人若しくは被補佐人」の有無まで記載されております。

※ 上記内容については、11月12日、警察本部に確認済み。